

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 福島県議会

○福島県議会会議規則の一部を改正する規則

### 福島県議会

福島県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

福島県議会議長 齋藤健治

### 福島県議会規則第一号

#### 福島県議会会議規則の一部を改正する規則

福島県議会会議規則（昭和三十四年福島県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 請願（第八十八条―第九十四条）」を「第九章 請願（第八十八条

―第九十四条）」

（第九十五条―第一百一条）」に、「第十章」を「第十一章」に、「第九十五条・第九十

六条」を「第一百二条・第一百三二条」に、「第十一章」を「第十二章」に、「第九十七条―

第一百条」を「第一百四一―第一百七七条」に、「第十二章」を「第十三章」に、「第一百一

条―第一百八条」を「第一百八条―第一百五二条」に、「第十三章」を「第十四章」に、「第九

条―第一百十五二条」を「第一百六条―第一百二十二条」に、「第十四章」を「第十五章」に、

「第一百六条―第一百九二条」を「第二百三三―第二百六六条」に、「第十五章」を「第

十六章」に、「第二百二十条」を「第二百二十七条」に、「第十六章」を「第十七章」に、

「第二百一一条」を「第二百二十八条」に、「第十七章」を「第十八章」に、「第二百二

二条」を「第二百二十九条」に改める。

第十八条中「第一百五二条の二」を「第一百五二条の三」に改める。

第七十三条第二項中「第九九条の二第四項」を「第九九条第三項」に改める。

第二百二十二条を第二百二十九条とする。

第十七章を第十八章とする。

第十六章中第二百一一条を第二百二十八条とし、同章を第十七章とする。

第十五章中第二百二十条を第二百二十七条とし、同章を第十六章とする。

第十四章中第二百九条を第二百六六条とし、第二百六六条から第二百八八条までを七条ず

つ繰り下げ、同章を第十五章とする。

第十三章中第一百五二条を第二百二十二条とし、第一百十条から第十四条までを七条ずつ

繰り下げる。

第九九条第二項中「第九九条」を「第一百三二条」に改め、同条を第一百六六条とする。

第十三章を第十四章とする。

第十二章中第八八条を第一百五二条とし、第一百一条から第一百七七条までを七条ずつ繰り

下げ、同章を第十三章とする。

第十一章中第一百条を第一百七七条とし、第九七条から第九九条までを七条ずつ繰り

下げ、同章を第十二章とする。

第十章中第九六条を第一百三二条とし、第九五条を第二百二条とし、同章を第十一章と

し、第九章の次に次の一章を加える。

第十章 公聴会及び参考人

（公聴会開催の手続）

第九十五条 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所

及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第九十六条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由

及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第九十七条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公

述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中か

ら、議長が議会運営委員会に諮つて定め、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、

一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第九十八条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、

発言を制止し、又は退席させることができる。

（議員と公述人の質疑）

第九十九条 議員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対し質疑をすることができない。

（代理人又は文書による意見の陳述）

第一百条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができな

い。ただし、議長が特に許可した場合は、この限りでない。

（参考人）

**第百一条** 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人  
その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。  
ない。

2 参考人については、第九十八条（公述人の発言）、第九十九条（議員と公述  
人の質疑）及び第百条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。  
別表中「第百二十条関係」を「第百二十七条関係」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第七十三条第二項の改正規定は、地方  
自治法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十二号）附則第一条ただし書に規  
定する規定の施行の日又はこの規則の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（議 事 課）